

月報私学

5 2011
VOL.161

日本私立学校振興・共済事業団広報



木々に囲まれたキャンパスで保育者を中心に多彩な進路を目指す
写真提供：学校法人 群馬育英学園 育英短期大学（群馬県高崎市）

CONTENTS

- 平成23年度 私立大学等経常費補助金説明会…………… 2
- 平成23年度 学校法人等基礎調査…………… 3
- 事業団融資の利用のご案内…………… 4
- 連載⑥ 魅力あふれる学校づくりを目指して
学園のスケールメリットを生かした教育体制で魅力創り…………… 6
- 平成23年度の年金額…………… 8
- 平成23年度 生涯生活設計セミナーの開催／東日本大震災に関するお知らせ……………10
- 平成23年度 第1回私学共済事務担当者研修会……………11
- 資格関係の報告内容の訂正／加入者にかかる学種の適用……………12
- 積立共済年金・共済定期保険 平成23年度前期募集……………13
- I N F O R M A T I O N……………14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内……………16

平成二十三年 私立大学等経常費補助金説明会

助成部補助金課では、「平成二十三年 私立大学等経常費補助金説明会」（以下、説明会という）を六月七日の東京会場を皮切りに、全国六会場、各二日間の日程で開催します。

今年度は、一日目に入門者向けに補助金制度の説明を行い、二日目には、一般補助と特別補助の組み替え等、制度変更の内容に重点を置いた説明を行います。

当日のタイムスケジュール等は、電子窓口でもってご案内しますので、ご確認ください。

二日間の対象者及び内容は以下のとおりです。
なお、東日本大震災の余震の影響等により会場・日程に変更が生じた場合は、電子窓口・メール等によりご連絡します。

「補助金制度の概要と事務の流れ」 （入門者向け）

主な対象者

補助金事務の経験が少ない方（概ね三年以内）や担当者以外で申請書類作成に関係する方を対象として、補助金制度の概要や申請事務の流れ等の基礎的な内容を説明します。

主な内容

- ① 制度の概要
- ② 補助金事務の基本的な流れ（調査票提出～実績報告まで）
- ③ 調査票と補助金の関係（実際の調査票を例に）

「平成二十三年の制度変更と申請上の留意点」 （補助金事務責任者向け）

主な対象者

補助金事務責任者を含む担当者を対象として、文部科学省私学助成課から今年度の私学助成関係予算や補助金制度変更の趣旨、直接補助（施設装置・設備）について説明していただいた後、私学事業団から制度変更による一般補助・特別補助の配分方法（予定）、会計検査院の実地検査の状況等を中心とした説明をします。

主な内容

1 一般補助

- ① 特別補助からの組み替え及び単価の変更

- ② 配分方法と申請上の留意点

2 特別補助

- ① 新たな特別補助の概要

- ② 配分方法と申請上の留意点

3 会計検査院の実地検査

- ① 平成二十二・二十三年の検査状況

- ② 過去の不当事項事例

※両日とも会場内に「相談コーナー」を設けます。

会場での資料配付はいたしませんので、ご参加いただく方は、お手数ですが事前に電子窓口にて資料を出力のうえ、ご持参いただきますようお願いいたします。資料の掲載日については、別途ご案内いたします。

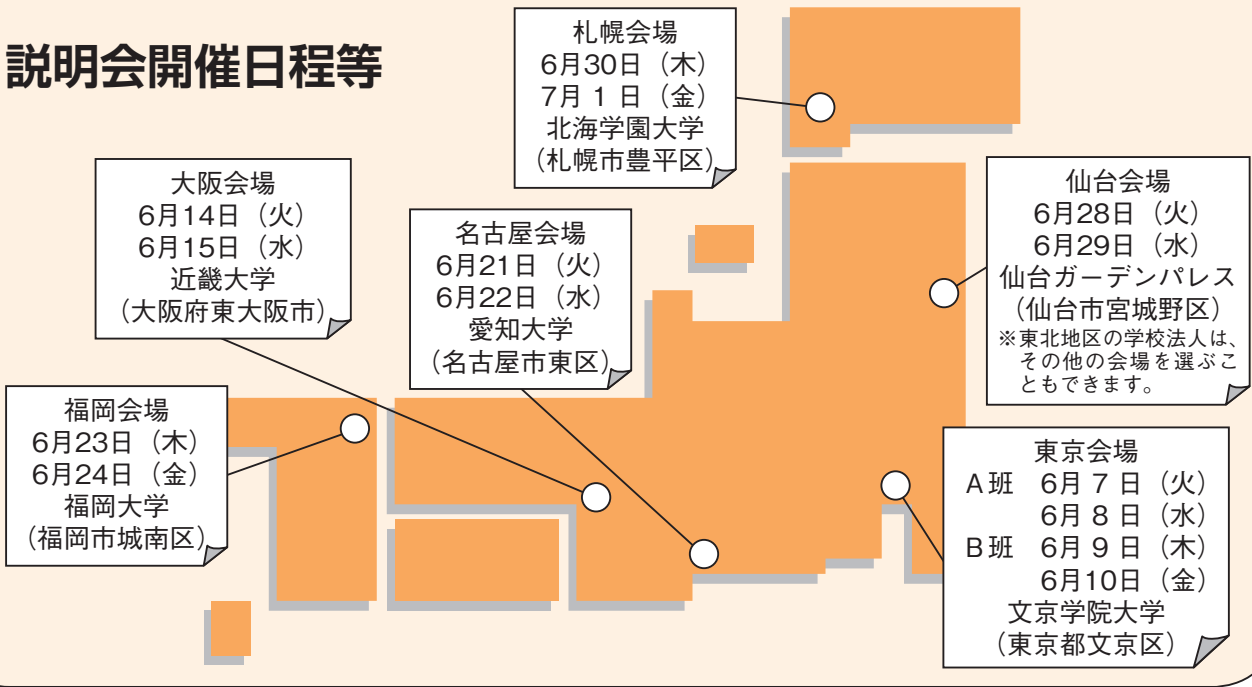
問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

☎〇三(二三三〇)七三〇〇～七三一一

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

説明会開催日程等



平成二十三年度

学校法人等基礎調査

～ホームページの調査様式をご活用ください～

学校法人等基礎調査は、特別支援学校・幼稚園・専修学校又は各種学校を設置している学校法人、学校法人以外の法人及び個人設置者を対象とする、私立学校の基本的かつ総合的な調査であり、都道府県のご協力を得て実施しています。なお、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校を設置している学校法人は、別途に調査を実施していますので、本調査の対象にはなりません。

この調査は、私学事業団の私学データバンク構想によるデータの一元化の一環として、文部科学省が実施していた「私立学校の財務状況調査」を平成十一年度から本事業団が引き継いだものです。本年度も引き続きご協力をお願いします。

なお、集計結果は※『今日の私学財政』として刊行し、ご協力いただいた学校法人等にご活用いただいています。

※『今日の私学財政』には、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人が設置する幼稚園、専修学校、各種学校のデータを集計しています。

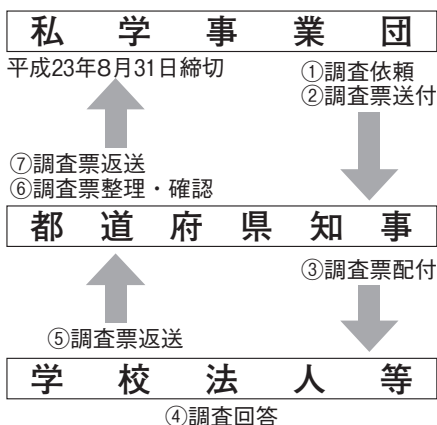
助成業務

1 調査の目的

私立学校の収入及び支出の実態並びに学校法人等の資産等の状況を明らかにすることにより、本事業団業務の基礎・参考資料及び私学関係予算要求等の資料とし、あわせて学校法人等の運営の参考に供することを目的としています。なお、この調査内容は、前述の目的以外には使用いたしません。

2 調査票の配付・提出の手順

調査票の配付につきましては、四月四日に各都道府県宛に発送しております。なお、岩手県、宮城県、福島県につきましては、四月四日の時点で発送を控えさせていただいております。



3 調査票のダウンロード

「学校法人等基礎調査」の様式、記入例、説明書を、本事業団のホームページよりダウンロードできます。

調査票のダウンロードから提出の流れ

- ①本事業団ホームページへアクセス
(<http://www.shigaku.go.jp/>)
- ②「助成業務」をクリック
- ③「経営支援・情報提供」をクリック
- ④「平成二十三年度学校法人等基礎調査」調査様式等のダウンロードをクリック
- ⑤文書中段にある各ファイル名をクリックしダウンロード
- ⑥データの入力、印刷
- ⑦各都道府県に提出
(都道府県の定めた期限までにご提出をお願いします)

提出される調査票は、当該様式を利用してパソコンで入力・印刷したもの、また都道府県から送付された調査票へ記入したもののどちらでも構いません。いずれの場合も、都道府県への提出は紙媒体でお願いします。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎〇三（三三三〇）七八四〇～七八四三
Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

基礎調査票eメール、私学データ作成システム等の利用時間のお知らせ

学校法人の皆様にご利用いただいております、基礎調査票eメール、私学データ作成システム、電子窓口などの私学サーバームの利用可能時間については、原則終日ご利用いただけます。ただし、月曜日が祝日等で休日の場合は、土曜日の正午から火曜日の午前九時までの間は休止させていただきますのでご注意ください。

事業団融資の利用のご案内

私学事業団では、私立学校の施設・設備の整備事業に対して、長期（償還期間最大二十年）・固定金利（契約時の金利で完済まで固定）の融資を行っています。

融資の対象となる事業、融資金利等は一六頁の一覧表をご覧ください。

今月号では、融資のご相談から融資実行までの事務の流れと手続きについてご案内します。

I 融資事務の流れ

融資のご相談からご契約・資金の振り込みまで、次のような流れがあります。

1 新規融資のご案内とご相談

本年は、二月から三月にかけて、本年度の本事業団資金の借入希望について照会しております。資金の借り入れを希望する旨回答をいただいた法人には、事業の概要、資金計画等を記入していただく「融資相談票」を送付しています。その後、六月上旬頃から「融資相談会」を実施します。五月中旬頃に開催のご案内を送付する予定です。

この相談会は個別相談の形をとり、学校法人から「融資相談票」の記載内容についてお聞きし、あわせて本事業団から融資の要件等を説明する場とし

て設けるものです。事業内容等が融資要件に適合する場合は、借りに必要な書類をお渡しし、今後の手続きについてご案内します。

この流れは年度当初から融資を希望された場合のものです。融資にかかるご相談は随時承っています。

本事業団では、融資を申し込まれる前には、時期にかかわらず、ご相談の機会を設け、事業の内容と資金計画、返済計画などをお聞きいたします。

2 融資申込書類の提出

融資を申し込まれることが決まりましたら、本事業団所定の「資金借入申込書」に、資金計画（資金繰り表）、返済計画、担保物件、保証人等に関する書類を添付して、本事業団に提出していただきます。ただし、東京都以外の道府県の高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・幼稚園・専修学校等については、道府県的主管課に提出となります。

建築請負契約書、土地売買契約書等の事業内容を確認するために必要な書類は、同時又は整次次第、本事業団へ直接提出することになります。

3 融資審査と融資決定

本事業団が融資申込書類を受理しま

したら、各法人の資金必要時期に応じて融資審査を行い（融資申込書類の内容について、融資課担当係から質問・照会がある場合があります）、融資決定となります。

4 ご契約と資金の受け取り

融資が決定しましたら、「貸付金決定通知書」を交付します。その後、金銭消費貸借契約と抵当権設定契約の締結となります。

契約締結後、各法人において管轄法務局へ抵当権設定登記申請をしていただきます。資金の受け取りは、原則としてこの登記手続きが完了した後となります。

II 融資審査の視点

融資相談時にもお聞きしますが、融資審査の視点は、次のとおりです。

(1) 事業の適切性

○事業の目的・内容が適正であること

○運転資金、市中金融機関又は本事業団からの借入金への借り換えでないこと

(2) 資金計画の妥当性

○原則として対象事業費の二〇パーセント以上が自己資金であること
○借入金の償還に支障がない資金繰りであること

(3) 償還の実現性

○償還開始以降、毎年度の帰属収入から消費支出を差し引いた額（基

本金組入れ前の差額）が確実に見込まれること

(4) 担保物件・連帯保証人の妥当性

○原則として土地・建物であること
○学校法人理事長は資産の有無にかかわらず、連帯保証人であること

築三十年以上の老朽校舎等又は危険建物と認定された旧耐震基準（昭和五十六年以前の建物）の校舎等の建替え事業に本事業団の融資をご利用になった場合、本事業団への初回の利払いから十年間にわたり文部科学省から利子助成（私立学校施設高度化推進事業補助）が受けられ、法人の金利負担が軽減されます。

対象となる学校は、大学院・大学（含む大学病院）・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・特別支援学校です。

この利子助成制度が、二十三年度新規融資についても継続されています。



東日本大震災で被災された学校法人等に対して、取り急ぎ、現行制度の融資費目での貸し付けを実施しております。詳細は、本事業団ホームページ又は左記までお気軽にご相談ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

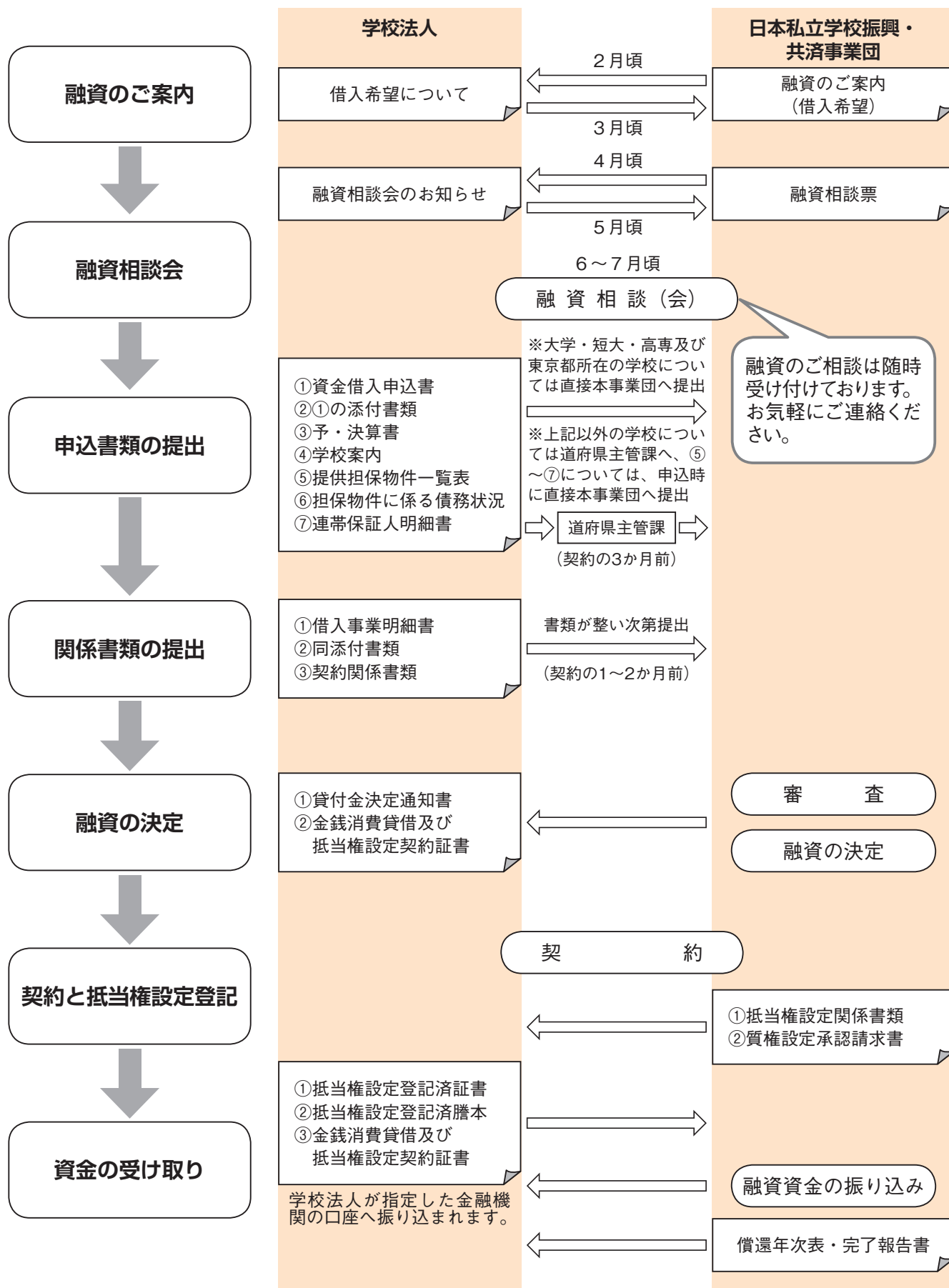
融資部 融資課

☎〇三（二三三〇）七八六二―七八六七

Eメール yushin@shgaku.go.jp

○ 融資申し込みから契約までの事務の流れ

助成業務



魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ⑥

学園のスケールメリットを生かした
教育体制で魅力創り

学校法人 東海大学 常務理事・初等中等教育部部長 杉 一郎

学校法人東海大学は、一九学部七一学科を擁する総合大学です。本学の初等中等教育機関には付属高等学校一四校（連携校一・提携校二を含む）、中等部七校（提携校一を含む）、小学校一校、幼稚園四園の教育機関があります。

そのすべてが建学の精神を基調とした教育を全国で展開しています。大学の建学の理念の下、総数約一八、〇〇〇名の園児・児童・生徒が等しく、それぞれの発達段階に応じて学習や部活動に励んでいます。学園設立当初から望ましい一貫教育体制の構築を目指して、その整備に努めてまいりました。

本稿では、そうした学園のスケールメリットを生かした教育体制についての取り組みをご紹介します。

1 真の一貫教育を目指して

世に一貫教育を謳う教育機関は数多くありますが、私どもの学園は単に上級学校への進学を便する一貫教育ではありません。大学教員が高等学校



幼稚園から大学まで様々な連携と交流のある一貫教育

を頻繁に訪れ、数々の有効な入学前教育や、時には小学校・幼稚園にも出向き教育支援を行っています。大学・高校教員による幼稚園のスポーツ指導、高校や中等部生徒の幼稚園実習、高校生が部活動で幼稚園を訪問しての科学部実験交流や吹奏楽部演奏会、小学校と中等部・高等学校の算数・数学懇話会に大学教員を交えて行う学習会等、様々な場面で相互の交流を行っています。部活動の連携や教員研修等での講演・助言は言うに及ばず、スポーツ・

文化・学術面でも交流は盛んです。

2 学園オリンピック

一貫教育の取り組みの中でも、特筆すべきは「東海大学学園オリンピック」です。国語・数学・理科・英語・芸術（造形）・芸術（音楽）・知的財産・ディベートの文化系八部門とスポーツ大会（スポーツ部門）の、計九部門で行う一大イベントです。

文化系の各部門では、付属の中・高生の中から一次予選を経た総勢約一六〇名の生徒が、群馬県嬬恋村にある東海大学嬬恋高原研修センターにおいて五泊六日の合宿をしながら、大学教員を中心に高校・中部教員が一丸となって、中・高生の能力を最大限に

東海大学学園オリンピック・数学部門
秋山 仁教授に直接指導を受ける生徒たち

引き出し、さらに高める集中教育システムです（音楽部門は大学校舎でコンクールとセミナーを実施）。教員と生徒が寝食を共にしながら学び合う、心温まる教育の機会です。スポーツ大会はすでに四六回を数え、文化系の各部門も六回・二一回と歴史を重ねています。生徒たちはこの数日間で見違えるほど成長し、自信を深めた表情で仲間との再会を約束しています。

東海大学学園オリンピック・スポーツ大会
付属14校が一堂に会した開会式

3 付属高からの驚異的な推薦入学率

付属高等学校から東海大学への推薦入学は、全体の平均で約五七％に相当する約二、五〇〇名であり、関東圏の付属四校からは実に八〇％を超える生徒が東海大学（短大を含む）に入学し

4 本学独自科目「現代文明論」

ます。全国に大学付属校は数多くありますが、付属高校から毎年これだけ多くの生徒が直系の大学に進学している例を他に知りません。なぜ、それほど東海大学へ進学するのか。それは受験からの回避という消極的な理由からではなく、建学の精神に謳う、真の人間教育・人格教育を目指しているからなのです。付属高校では付属推薦の内定を三年生の六月に行います。その後の卒業までの十か月間を、受験に捉われない本来の学習にじっくり取り組み、基礎学力の充実と高等学校三年間に修めるべき内容の修得に努め、さらには内定した進路に応じた入学前教育を受け大学入学後のスムーズなスタートに備えています。付属生が大学に進学した後に大きく成長し、大学を牽引している例が非常に多く、各学部とも付属生の獲得が大命題ともなっています。最も顕著な例は医学部であり、付属推薦で入学する付属生が一般入学者に混じり、卒業時にはトップグループを構成するまでに成長しています。また、部活動も受験に捉われず三年生の最後まで十分に活動が続けいくことができます。



付属高校共通のパンフレット。中学生や保護者向けにわかりやすく表現。

5 多様な「学び」のプラン

中で生きていくために大切なことは何か。その考える力を養い、確かなものの方や考え方を培う「現代文明論」という本学独自の教育の核を持ち、調和のとれた新しい文明の建設にあたる青年の育成を目指すという建学の理想を追い求めています。付属高校においても十八年前から「高校現代文明論」という科目を、大学に準じ発達段階に応じた内容で高校一年生に必修で課しています。

「学園オリビック」の他にも、多様な多彩な学びのプランを用意しています。毎年、ハワイにあるハワイ東海インターナショナル・カレッジ（HTIC）を会場に現地の教員から指導を受ける語学研修「SHIP」を行っています。全国の付属高校三年生から希望を募り、卒業間近に行う五十二日間の研修は、充実したプログラムと懇切丁寧な指導が成果をより高めています。また、クリスマスの前後に実施している「付属高校生のためのヨーロッパ研修」も三〇回を数えました。他にも「中高生のための体験授業と交流会」という理科好きの生徒のための大学施設を使った大学教員指導による二泊三日の学習会。さらには年一回の「SPP・SSH成果発表会」を催し理科教育の推進にも努めています。いずれのプランも高校や中等部教員だけでなく、大

学教員との連携のもとに実施しています。それでは、東海大学では、なぜこれほど教員間の交流が盛んなのでしょうか。

6 東海大学一貫教育委員会

東海大学では、四つほどのテーマを設けて部会に分け、そのテーマに沿って考えられる学内外の問題点等を議論します。二年間を一クールとして一定の結論を出し、諮問したり、すぐに実際に移したりと、考えながら動き、動きながら考える検討機関のひとつです。その各部会を構成する委員は幼稚園教諭から大学教授、さらに関連の教職員まで、多様なメンバー構成で成り立っています。その議論した内容もさることながら、そこに参加する全国からの各委員の縦と横の確かな繋がりが固い絆を生んでいるのです。その絆の一つひとつが、全国展開する東海大学を支えています。その他にも、高大連携運営委員会等により、高校と大学の連携を深め、高校から大学への進学がスムーズに運ぶように多方面からの検討が行われています。

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆

杉一郎（すぎ いちろう）

常務理事・初等中等教育部部長
二〇一〇年度まで、付属高輪台高等学校・中等部校長兼務を経て二〇一一年度より、付属第二高等学校校長兼務となる。

平成二十三年度の年金額

四月分(六月定期支給期)より〇・四%の引き下げ

年金額は〇・四%の引き下げとなりました

総務省発表の平成二十二年平均の「全国消費者物価指数」(以下「物価指数」といいます)が対前年比でマイナスとなったことに伴い、二十三年度の年金額は、〇・四%の引き下げとなりました。

現在の年金額(特例水準)は、過去の物価指数の下落を年金額に反映していないことにより、十六年法律改正による年金額(本来水準)よりも特例的に高い水準の年金額となっています。

そのため、この特例水準の年金額は、物価指数が直近の年金額改定の基となる物価水準(十七年の物価指数=〇・〇・〇)を上回っている間は据え置きこととされ、下回った場合には、その下回った分だけ引き下げることとされています。

二十二年の物価指数が九九・六となり、十七年の物価指数である一〇〇・〇を〇・四%下回ったことにより、二十三年度の特例水準の年金額も〇・四%引き下げられることとなりました。

なお、本来水準の年金額は、原則名目手取り賃金や物価指数の変動率など

によって改定され、二十三年度は、二十二年の物価指数が対前年比でマイナス〇・七%となったことにより、本来水準の年金額も〇・七%の引き下げとなりました。

今後、物価や賃金の上昇により本来水準の年金額が特例水準の年金額を上回れば、本来水準の年金額が実際に決定される年金額になります。

新共済法による年金の額の改定

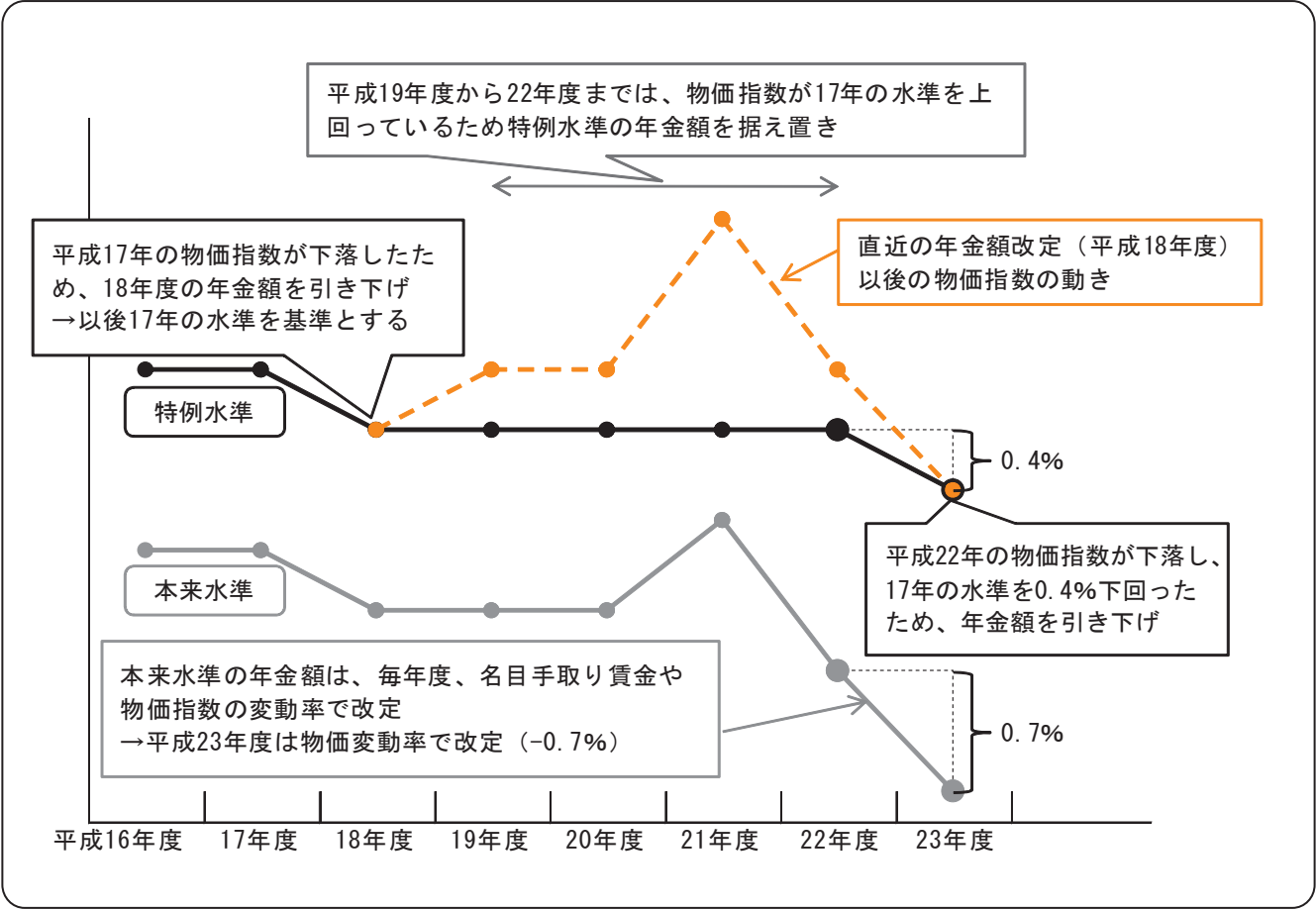
年金額を構成する定額部分、給与比例部分、職域加算部分の計算に用いる物価スライド率を改定することにより、年金額を改定します。なお、給与比例部分、職域加算部分を計算する際の物価スライド率は、加入者期間により異なります(表1)。

また、加給年金額や最低保障額なども表2のとおり改定されました。

なお、旧共済法による年金の額についても、同様の改定が行われています。

改定後の年金額の通知等

改定後の年金額は、「改定通知書」等により、年金受給権者あてに通知し



これに伴い、二十三年四月分より、私学在職中又は厚生年金保険の被保険者等である間の支給停止額の計算方法が変更となりました。

停止解除調整変更額等
(改定前) 四十七万円
(改定後) 四十六万円

私学在職中又は厚生年金保険の被保険者等である間の支給停止額を計算する際の基準となる額が次のように改定されました。

私学在職中又は厚生年金保険の被保険者等である間の支給停止額の計算方法が変更になりました
(退職共済年金・障害共済年金)

※ 今回の年金額改定による「改定通知書」等は、改定処理時点で私学事業団が確認できている記録をもとに計算し、通知しています。
したがって、平成二十三年四月前に退職した加入者について資格喪失処理が完了していない場合には、「改定通知書」等に「在職中」と表示されている場合があります。

表1 物価スライド率

(%)

項目		物価スライド率	
		改定前	改定後
定額部分		0.985	0.981
給与比例部分 職域加算部分	①平成13年12月以前の加入者期間がある人	0.985	0.981
	②平成14年12月以前の加入者期間がある人 (①の人を除く)	0.994	0.990
	③平成16年12月以前の加入者期間がある人 (①又は②の人を除く)	0.997	0.993
	④平成21年12月以前の加入者期間がある人 (①～③の人を除く)	1.000	0.996
	⑤平成22年1月以後の加入者期間のみの人	1.000	1.000

表2 新共済法による年金にかかる加給年金額等

項目				改定前の額	改定後の額
退職共済年金	加給年金額	配偶者		227,900円	227,000円
		子 2 人目まで 1 人につき		227,900円	227,000円
		子 3 人目から 1 人につき		75,900円	75,600円
	特別加算額	受給権者の 生年月日	昭和 9 年4月2日～昭和15年4月1日	33,600円	33,500円
			昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	67,300円	67,000円
			昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	101,000円	100,600円
			昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	134,600円	134,000円
昭和18年4月2日～			168,100円	167,500円	
障害共済年金	障害基礎年金不支給による給与比例部分の最低保障額			594,200円	591,700円
	職務上最低保障額	1 級		4,212,500円	4,195,300円
		2 級		2,601,800円	2,591,200円
		3 級		2,354,100円	2,344,500円
	加給年金額（障害等級 1 ・ 2 級に限る）			227,900円	227,000円
遺 年 族 金 共 済	職務上最低保障額			1,053,100円	1,048,800円
	中高齢寡婦加算額			594,200円	591,700円
	経過的寡婦加算額の計算基礎額			594,200円	591,700円

平成二十三年度 生涯生活設計セミナーの開催

私学事業団では、加入者の皆さんの退職後のセカンドライフを、豊かで実りあるものにするための一助となるよう「生涯生活設計セミナー」を開催しています。昨年同様、財団法人教職員生涯福祉財団との共催により講義と実習を併用して行います。

セミナーの内容・申し込み方法は次のとおりです。ふるってのご参加をお待ちしております。

開催日・会場	定員
七月二十八日（木） 東京ガーデンパレス	各五十名
七月二十九日（金） 東京ガーデンパレス	
八月五日（金） 大阪ガーデンパレス	
八月十日（水） 福岡ガーデンパレス	

1 内容

退職後のセカンドライフを考える際に参考となる、私学共済制度の年金概要・退職後の医療保険制度の解説、並びに経済生活、生きがい、健康について講義と実習を交えながら進行し、これからの生涯生活設計を考えていきます。

2 対象者

加入者とその配偶者

3 時間

午前九時三十分～午後五時五十分

4 参加費

・一人参加 三、〇〇〇円
・夫婦参加 六、〇〇〇円

*参加費には、テキスト代・昼食代等を含みます。

5 宿泊の手配・費用

宿泊が必要な場合は、各自で手配してください。費用は自己負担です。

6 申し込み方法

下記の内容を明記のうえ、私学共済事業ホームページ、ハガキ又はEメールで申し込んでください。

7 申し込み・問い合わせ先

〒一六〇・〇〇一一

東京都新宿区南元町二三

公立共済四谷ビル 三階

財団法人 教職員生涯福祉財団

事業部「セミナー担当」

☎〇三（五三六八）一八八二

Eメール 011@kyosokukinzaidan.com

私学共済事業ホームページ

<http://www.shigakukyosai.jp>

8 申込締め切り日

六月二十四日（金）必着

*申込者数が定員を超えた場合は、抽選により参加者を決定します。結果

は締め切り日から七日以内にご連絡します。

*都合によりキャンセルされる場合は、早めに文書で連絡してください。

主催

日本私立学校振興・共済事業団
財団法人 教職員生涯福祉財団

申込記入例

- ①参加者氏名（年齢） 湯島太郎（加入者58歳）
湯島花子（妻 54歳）
②加入者番号 13A×××××-×××××
③参加者の住所 〒（自宅の住所）
④自宅の電話番号
⑤所属学校名（〇〇大学）
⑥学校の電話番号・内線番号
⑦希望日
第1希望 7月29日 東京ガーデンパレス
第2希望 8月5日 大阪ガーデンパレス

積立貯金の締め切り

前期募集の締め切りは五月二十五日（水）必着です。

締め切り間際での送付については、送付誤りのないよう必ず下記の貯金関係書類送付先をお願いいたします。

〒一〇一・八七〇九

日本郵便神田支店私書箱第一〇三号

私学事業団 共済事業本部

福祉部保健課貯金係

東日本大震災に関するお知らせ

被災地域で災害見舞金等の請求の受け付け・早期支払いを行っています

四月下旬から五月下旬にかけて、被災された加入者等からの災害見舞金・災害見舞品・特例災害貸付の請求を、現地において受け付け、早期に支払いを行っています。該当する岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の学校法人等には、通知文を送付しています。実施内容は、私学共済事業ホームページにも掲載しています。

被災された方や学校法人等に対する情報を私学共済事業ホームページに掲載しています
<http://www.shigakukyosai.jp/>

事務の取り扱い等

加入者証の取り扱い、災害見舞金、掛金、貯金、貸付け、宿泊事業等に関する情報を掲載しています。

Q & A

被災された方からお問い合わせの多い内容について、Q & A方式で掲載しています。

通知文（PDFファイル）

私学事業団からお送りした共済事業に関する通知文を掲載しています。

平成二十三年 第一回
私学共済事務担当者研修会

七月十一日(月)～八月二十五日(木)

私学共済制度の業務の内容や事務手

続きなどを習得していただくため、今年度も初任者を対象に基礎的事項を中心とした事務担当者研修会を各ガーデンパレスで開催します(会場・日程等は下表参照)。詳しくは、四月分掛金納付通知書(五月中旬送付)に同封する「開催案内(参加申込書付)」又は私学共済事業ホームページをご覧ください。

●参加対象者等

- ・学校法人等の共済事務担当者
- ・各学校から二名まで
- ・参加は一人一コースのみ

●研修内容

(1)二日コース

私学共済の共済業務全般(主に資格・短期・長期)について、テキスト及び「事務の手引」を基に基礎的な業務内容の研修を行います。

(2)一日コース

私学共済制度の業務の中で、研修希望の多い資格・短期及び長期の部門ごとに、テキスト及び「事務の手引」を基に基礎的な研修を行います。

●申し込み方法等

(1)申込期限

開催案内の「平成二十三年 第一回 私学共済事務担当者研修会 参加申込書」により、五月三十一日(火)【必着】までに共済事業本部あて郵送によりお申し込みください。

(2)参加通知

参加の可否は六月中旬に学校法人等あてにお知らせします。
・各コースとも定員を超えた場合は抽選となります。
・応募者が著しく少ないコースは、中止とさせていただきます。

平成二十三年 第一回
私学共済事務担当者連絡会

五月三十日(月)から六月二十三日(木)にかけて平成二十三年 第一回私学共済事務担当者連絡会を開催します。会場・日程等については「開催案内」(四月分掛金納付通知書(五月中旬送付)に同封)及び本誌六月号、私学共済事業ホームページでお知らせします。

共済業務

研修会会場・日程等一覧

会 場	コース番号	実 施 日		定 員	研 修 内 容
札幌ガーデンパレス	①	7月20日(水)～7月21日(木)	2日	40名	共済業務全般
仙台ガーデンパレス	②	8月10日(水)～8月11日(木)	2日	40名	共済業務全般
東京ガーデンパレス	③	7月11日(月)～7月12日(火)	2日	70名	共済業務全般
	④	7月12日(火)～7月13日(水)	2日	70名	共済業務全般
	⑤	7月19日(火)	1日	70名	資格・短期
	⑥	7月20日(水)	1日	70名	長 期
	⑦	7月25日(月)～7月26日(火)	2日	70名	共済業務全般
	⑧	7月26日(火)～7月27日(水)	2日	70名	共済業務全般
	⑨	8月 8日(月)	1日	70名	資格・短期
	⑩	8月 9日(火)	1日	70名	長 期
名古屋ガーデンパレス	⑪	8月 2日(火)	1日	45名	資格・短期
	⑫	8月 3日(水)～8月 4日(木)	2日	45名	共済業務全般
京都ガーデンパレス	⑬	8月 2日(火)	1日	40名	長 期
	⑭	8月 3日(水)～8月 4日(木)	2日	40名	共済業務全般
大阪ガーデンパレス	⑮	7月26日(火)～7月27日(水)	2日	40名	共済業務全般
	⑯	7月27日(水)～7月28日(木)	2日	40名	共済業務全般
	⑰	8月23日(火)	1日	40名	資格・短期
	⑱	8月24日(水)	1日	40名	長 期
広島ガーデンパレス	⑲	7月13日(水)～7月14日(木)	2日	45名	共済業務全般
福岡ガーデンパレス	⑳	8月23日(火)	1日	45名	資格・短期
	㉑	8月24日(水)～8月25日(木)	2日	45名	共済業務全般

加入者証などの内容を
確認しましたか？

資格関係の報告内容の訂正

加入者証や確認通知書などの記載内容を確認しましたか。「資格取得報告書」や「被扶養者認定申請書」等に報告誤りがありますと、誤った加入者証が交付されたり誤った記録が管理されることになり、掛金額や給付の支給額等に影響が出てしまいます。

報告内容を訂正するときや報告の手続きそのものを取り消すときは、**下表**を参照のうえ、必ず訂正の手続きをしてください。

注意事項

- ①訂正の手続きが相当期間遅れている場合や訂正の理由によっては、遅延理由書や事実確認のための書類を提出していただく場合があります。
- ②加入者証の記載事項に関する訂正については、訂正処理後に正しい加入者証を交付します。訂正前の加入者証は学校法人等で回収し、私学事業団に返納してください。
- ③加入者住所の変更・訂正については、新しい加入者証は発行しませんので、お手元の加入者証住所欄を修正してご使用ください。

共済業務

表 訂正や取り消しに使用する報告書

訂正等の内容	報告書名	記入例集
資格取得報告や所属学校等変更報告を取り消すとき	資格取得報告等の取下げ申出書 ※所属学校変更の取り消しは、後任校から提出してください。	32頁
資格喪失報告を取り消すとき	資格喪失報告の取下げ申出書	33頁
資格取得、資格喪失年月日又は喪失事由を訂正するとき	加入者資格取得日・喪失日等訂正申出書	30頁
加入者の生年月日・性別・氏名・住所を変更・訂正するとき	加入者異動報告書	19頁
被扶養者の生年月日・性別・氏名・続柄を変更・訂正するとき	被扶養者異動報告書	20頁
被扶養者の認定年月日や取消年月日、取消事由を訂正するとき	被扶養者認定日・取消日等訂正申出書	31頁
被扶養者の認定や被扶養者の取り消しを取り下げるとき	被扶養者認定・取消申請の取下げ申出書	34頁
資格取得時の給与、定時決定（標準給与基礎届書）、標準給与改定届書の給与額を訂正するとき	給与訂正申出書	37頁
加入者の賞与等支給報告の誤りを訂正するとき	賞与等訂正申出書	36頁
基礎年金番号の報告を訂正するとき	基礎年金番号の報告の訂正（任意の用紙） ※加入者番号、氏名、生年月日、正しい基礎年金番号を記入し、基礎年金番号通知書等基礎年金番号が分かるものの写しを添付して提出してください。	—

記入方法などについては、平成18年度改訂版「様式用紙等の記入例集」をご覧ください。

学 種	記号
大学	A
短期大学	B
高等学校及び 中等教育学校	C
中学校	D
小学校	E
幼稚園	F
特別支援学校	G
各種学校	H
私学事業団	I
高等専門学校	J
専修学校	K

私学共済制度では、学校ごとに学校番号を決定し、加入者番号は勤務する学校単位に付番されます。

そのため、学校法人等が報告する「資格取得報告書」「所属学校等変更報告書」は加入者が所属している学校で提出してください。特に、同一法人で複数の学校を有する場合は、誤りのないよう注意してください。

都道府県によっては、学種に応じた長期給付掛金率に対する補助金（都道府県によって対象となる学種や補助率が違います）を受けています。

学校法人等から提出された「資格取得報告書」等に基づいて決定した学校と、実際に勤務実態のある学校が相違していることが判明した際は、補助金に影響があるため、都道府県等から指導を受けることがあります。

報告内容に誤りがあった場合は、速やかに訂正等の手続きを行ってください。

加入者にかかる学種の適用

積立共済年金・共済定期保険 平成23年度前期募集 (平成23年10月1日加入)

募集期間 6月1日(水)～6月30日(木) 私学事業団必着

■積立共済年金(つみきょう)

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職(脱退)後に年金などを受け取ることができる公的年金の補完的な制度です。

この制度には次の2コースがあります。

税制適格コース(個人年金保険料控除の対象)	自由選択コース(一般生命保険料控除の対象)
満65歳までに10年以上掛金を積み立て → 退職(脱退)後、年金及び一時金を選択	満65歳までに2年以上掛金を積み立て → 退職(脱退)後、年金・医療保険・終身保険及び一時金を選択

※満55歳未満で退職(脱退)した場合は一時金だけの選択となります。

■共済定期保険(きょうさいていき)

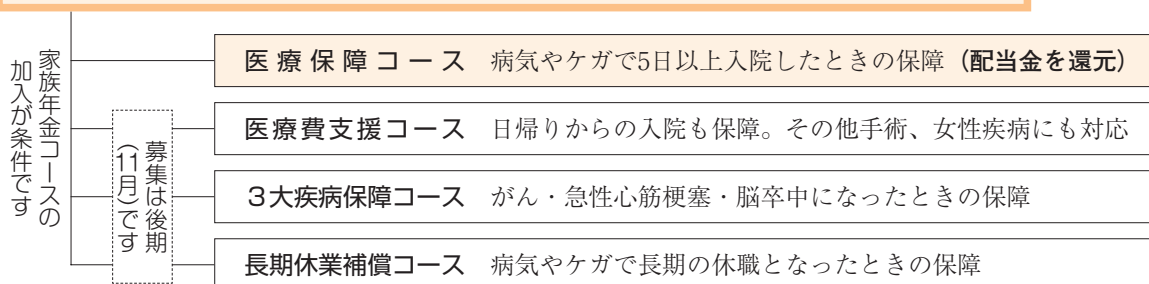
共済定期保険専用フリーダイヤル ☎0120(716)267 (平日午前9時～午後5時15分)

加入者の多様な保障ニーズに応じて、遺族年金や短期給付などの公的保障制度を補完する制度です。

コースの体系は次のとおりです。

前期募集では「家族年金コース」・「医療保障コース」及び「学校加入コース」の申し込みを受け付けます。

家族年金コース 加入者が死亡又は高度障害になった場合、一時金又は年金を給付します。
(主契約です) 独身の人も加入することができます **(配当金を還元)**。



学校加入コース 学校法人等が保険料を負担し、加入者への弔慰金等を支給するなど福利厚生制度を充実させることを目的としています **(配当金を還元)**。

※配当金：年度ごとに収支計算し、剰余金が生じた場合は配当金を還元します。

(平成21年度配当率「家族年金コース」・「学校加入コース」40.68%、「医療保障コース」46.94%)

■申し込み方法

積立共済年金では「新規加入」と「コース加入・口数変更(増口・減口)」の申し込みを受け付けます。

共済定期保険では「新規加入」の申し込みのみを受け付けます。

申し込みにあたっては、パンフレットに記載されている加入者資格(告知内容)、支給条件等を確認のうえ、手続きをしてください。

送付先 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 私学事業団 福祉部保健課貯金係

※すでに加入されている人の内容変更等の申し出については、積立共済年金は前期(6月)及び後期(11月)申込期間内、共済定期保険は後期(11月)申込期間内のみとなっています。

※学校に訪問して、積立共済年金・共済定期保険についてより詳しく知りたい教職員を対象とした説明会を開催しています。ご希望の学校法人等は、福祉部保健課貯金係まで申し出てください。

共済業務

〒113-8441 文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際は、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

<http://www.shigakukyosai.jp/>

平成22年度特定健康診査 健診結果データの提出は5月末が締め切りです

22年度の特定健康診査の健診結果等の提供は、23年5月31日が提出期限です。まだ定期健診結果を提出していない学校法人等は、対象となる加入者の特定健康診査健診結果データを速やかに提出してください。また、人間ドックを受診した加入者のデータも同時に受け付けています。

期限を過ぎると、保健指導利用券(有効期限23年7月末日)や情報提供冊子を送付できませんので注意してください。

永年勤続加入者直営施設利用優待券の送付

永年勤続加入者直営施設利用優待券と対象加入者一覧表を、5月20日(金)に学校法人等あてに送付いたします。対象となる加入者の皆様にお渡しくださいますようお願いいたします。

※対象となる加入者は、4月1日現在50歳以上で加入者期間(任意継続加入者期間を除く)を通算して25年以上有する方です。

磁気媒体による標準給与基礎届(定時決定) の報告を希望するとき

私学共済事業ホームページの「磁気媒体作成機能操作説明書」等を使用して作成してください(「事務担当者コーナー」→「磁気媒体での申請」)。このプログラムには、学校法人等で作成した磁気媒体の仕様に不備がないかチェックする機能を導入しています。提出する前に、作成した磁気媒体を必ずチェックし、送付状及び必要事項を記載したラベルを磁気媒体に添付して提出してください。磁気媒体で報告すると、翌年から従来の用紙は送付いたしません。磁気媒体による報告を取り止める場合は、文書により申し出てください。

加入者向広報「レター」5月号、「私学共済ブック2011〔保健・宿泊編〕」などを5月下旬に学校法人等あてに送付します。送付部数は、4月末現在の加入者数(後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含む)となります。部数が不足する場合は広報相談センター広報班までご連絡ください。

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

海外研修旅行の申し込み締め切り

夏期コースの参加申し込み受け付けは6月3日(金)必着です。各コースとも定員は30名で、定員を超えた場合は抽選となります(先着順ではありません)。

詳しくは、本誌4月号又は私学共済事業ホームページをご覧ください。

賞与掛金早見表の訂正

「賞与掛金早見表(平成23年4月1日改正)」の中で、乙種加入者の掛金率の表示に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

58ページ：短期掛金(乙種加入者用)の掛金率

(誤) 掛金率 0.984/100

(正) 掛金率 6.770/100

5月の共済業務スケジュール



2日(月)	掛金	3月調定分納期限	貸付	送金
6日(金)	貸付	4月分定期償還期限		
10日(火)	貯金	払込期限(必着)		
13日(金)	貸付	6月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り		
20日(金)	貯金	送金		
23日(月)	貸付	送金		
25日(水)	貯金	前期加入申し込み・払戻・解約請求締め切り		
	積立共済年金	脱退申出等締め切り		
30日(月)	掛金	4月調定分口座振替(自振校のみ)		
	貸付	5月分定期償還口座振替(自振校のみ)		
31日(火)	掛金	4月調定分納期限		
	貸付	6月22日送金申し込み締め切り		

6月の共済業務スケジュール



1日(水)	積立共済年金・共済定期保険	前期加入申し込み開始
2日(木)	貸付	送金
6日(月)	貸付	5月分定期償還期限
10日(金)	貯金	払込期限(必着)
15日(水)	貸付	7月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

「東日本大震災」の私学事業団の対応

このたびの東日本大震災により被害を受けられた方々に、心よりお見舞い申し上げます。

また、被災されました学園の一日も早い復興をお祈り申し上げますとともに、私学事業団といたしましても全力で支援につとめたいと考えております。

震災に関する各業務へのお問い合わせにつきましては電話やEメールで受け付けております。また、最新の情報をホームページに随時掲載しておりますので、ご活用ください。

○ホームページの場合：事業団トップページ (<http://www.shigaku.go.jp/>) にアクセスし、下記のどちらかをクリックしてください。

【共済業務】→ ■ 被災された加入者等の共済業務に関するお問い合わせ

【助成業務】→ ■ 学校法人の災害復旧等に関するご相談

※最新の情報は、トップページ右側の「お知らせ」の欄に掲載しております。こちらからも該当のページへのアクセスが可能です。

○電話・Eメールの場合：

被災された加入者等の共済
業務に関するお問い合わせ

学校法人の災害復旧等に関するご相談

問い合わせ先（共済事業本部）

☎03(3813)5321（代表）

Eメール kyosai.saigaitaisaku@tcn-catv.ne.jp

※Eメールでのお問い合わせの際は、住所・氏名（フリガナ）・電話番号（携帯電話可）などをご記入ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

■ 融資に関するご相談

融資課

☎03(3230)7868～7870

Eメール yushi@shigaku.go.jp

■ その他全般のご相談

私学経営情報センター

☎03(3230)7838・7839

Eメール center@shigaku.go.jp

人 事 異 動

職員の（ ）内は前職

◆役員

理事

退任

澤田 裕

加藤 豊

（平成23年3月31日付）

新任

久下 眞一

北 渇 繁一

（平成23年4月1日付）

◆本部職員（平成23年4月1日付）

財務部長

笹山 政和

（資産運用室長）

助成部長

徳岡 公人

（文部科学省高等教育局付）

資産運用室長

酒井 薫

（主計課長）

業務部長

高橋 昇

（大阪会館館長）

年金部長

高浦 久男

（施設部長）

福祉部長

五木田 啓文

（財務部長）

施設部長

八田 晴喜代

（業務部長）

監査班長

武藤 佳幸

（寄付金課長）

主計課長

小松 弘和

（システム管理室参事）

システム管理室参事

山中 俊和

（企画室主幹〔共済業務担当〕）

寄付金課長

高村 雅一

（掛金課長）

掛金課長

佐々木 正良

（監査班長）

保健課長

石井 邦夫

（京都会館館長）

◆会館（平成23年4月1日付）

北海道会館館長

柴田 武司

（北海道会館営業部長）

大阪会館館長

曾我 雄一

（福祉部長）

京都会館館長

山本 一裕

（保健課長）

助成業務

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321（代表）

http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

平成23年東日本大震災で被災された学校法人の
皆さまに対する返済猶予の実施

今回の地震で被害を受けられた地域の学校法人の皆さまに対し、既往の貸付（校舎・園舎建築等資金）について、平成23年3月期の元金の償還及び利息の支払いを、当面6か月間、猶予しております。

なお、ご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

詳細につきましては、私学事業団ホームページで順次、速やかにお知らせしますので、ご確認ください。

【お問い合わせ窓口】

融資部融資課

☎03 (3230) 7868

FAX 03 (3230) 8570

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

自家源泉掛け流しの宿で、こころの贅沢をご満喫ください

名湯の誉れ高い湯河原で、5月28日（土）に「湯かけまつり」が開催されます。江戸時代、将軍家に献湯した「湯道中」を模して、沿道から神輿の担ぎ手にお湯をかける祭りです。

また、湯河原市内の藤木川、千歳川などには、天然の蛍が生息しています。万葉公園では、6月4日（土）から20日（月）にかけて、「ほたるの宴」が催され、乱舞する源氏蛍をご覧ください。

湯けむり漂う四季彩のまち「湯河原」に、ぜひお越しください。



金目鯛姿煮 (イメージ)



湯かけまつり

四季(敷島)の味プラン

「金目鯛コース」

1泊2食 1名様 **11,500円**

金目鯛姿煮と会席料理が付いたプランです。
 ※2名様より承ります。

年金者保養パック

2泊4食 1名様 **18,360円**

3泊6食 1名様 **26,040円**

四季の旬の素材を取り入れた会席コースが基本となります。

湯河原 敷島 館

〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎0465(63)3755
 (JR「湯河原」駅から②番乗り場「奥湯河原」行き、又は「不動滝」行きバスで15分「美術館前」下車、すぐ前)

融資事業のご案内

平成23年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表 (平成23年5月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊 戯室等の建築事業並びに校 (園)地の買収事業等	1.9	1.2	0.9
【特別施設費】 寄宿舍、国際交流会館、セミ ナーハウス等の建築事業並び に当該施設建築のための土地 買収事業等	2.0	1.3	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専 修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.7
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	1.2	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築 (改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金措置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

23年度融資のご希望については、現在受付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp

今月の表紙

育英短期大学

群馬県高崎市の高崎！C近くに位置し、保育学科・現代コミュニケーション学科を有しています。学生のコミュニケーション能力の育成を重視し、体育大会などの学校行事やクラブ活動も盛んです。平成22年度より男女共学となり、新たな一歩を踏み出しました。今後も「学生第一主義」で地域から愛される大学を目指します。